

海外ラグジュアリー市場向け販路開拓

～素材と技術で目指す新展開～

令和7年度 募集要領

世界中でプロジェクトが進む、富裕層向けインテリア素材市場を対象に商材の開発から販路開拓まで一貫通貫で支援します。海外展開の経験は問いません。高い技術力と特徴ある素材を活かして世界の一流市場へ挑戦しませんか。

海外の超高級なホテルやコンドミニウム、ブティックなどの富裕層の顧客向けビジネスを展開しているラグジュアリー・ハイエンド市場では、他にない特徴ある素材が求められています。本事業では、一般にリーチすることが難しい特殊なマーケットに対し、現地に精通した専門家の知見やネットワークを活用し、商品開発・改良及び販路開拓に挑戦します。現時点での商材の有無は問いません。

1. 事業の内容

下記の支援により、商品開発・改良から販路開拓までを一貫サポートします。

- 1 事業者訪問による素材、技術の強みを確認
- 2 インテリア・エクステリアの内外装材の開発（最終製品ではありません）
- 3 海外建築事務所などへのアプローチ

【最終ターゲット】

富裕層向けホテル、レジデンス、商業施設など

【商談先】

上記ターゲットを顧客に持つ設計・建築事務所、インテリアデザイン事務所、商社など

- ・ 商談数：5社程度（予定）
- ・ 商談ツアー予定時期：1月～2月（商材やアポイントにより訪問都市や訪問時期は変更となる可能性があります。）

2 募集概要

1. 募集定員 5社程度

事業への参加の可否については、参加申込書及びウェブ面談を元に審査します（※

1)。

※1 商談の設定の可能性、輸出対応体制、応募者の輸出に取り組む姿勢などを考慮し、判断します。

2. 参加負担金 ※詳細は下記項目 5、6 を参照ください。
20万円（税込み）

3. 提出書類 **【申し込み締め切り：5月26日（月）】**

参加希望者は、参加申込書に記入の上、以下の提出書類一式を「10 申し込み・問い合わせ」記載先までメール又は郵送でご提出ください。

- ① 参加申込書
- ② 企業概要及び提案予定品のわかるもの（パンフレット、HP 等）
- ③ 県税に未納がないことが証明できる書類

3 参加の要件

- 1. 和歌山県内に本社、営業所、工場等事業所がある事業者・団体で、販路開拓に取り組んでいること。
- 2. 海外販路開拓が可能な体制をとっていること。
- 3. 県から受託したコンサルタントの指導により素材開発・改良が可能であること。
- 4. 県税に未納がないこと。
- 5. 商談ツアー中・後のアンケート及び成果調査に協力すること。
- 6. 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体ではないこと。

4 募集から実施の流れ **【現時点の予定です】**

- 1. 申込締切（5月26日（月））
- 2. 書類審査・ウェブ審査（ウェブ審査は6月上旬（2日～6日を想定））
- 3. 結果通知（6月中旬）
- 4. 企業訪問によるヒアリング（6月下旬～12月の中で2回）、商材開発、PR 資料などの作成
- 5. オンライン相談（7月～12月）
- 6. 商談ツアー（1月～2月）
- 7. アフターフォロー（2～3月）

5 参加費

20万円（税込み）

参加費は、県が指定するコンサルタントによるサポート（分析・戦略策定、商談先の選定、アポイントの取得、商談、通訳、アフターフォロー）の一部を負担いただくものです。

6 参加者負担

1. 商談ツアーへの同行は必須ではありません。同行を希望される場合は、渡航に係る費用（渡航費、宿泊費、移動費など）について負担していただく必要があります。

商談ツアーは令和8年1月～2月ごろ、1週間程度で実施する予定です。商談ツアー先となる国・地域については、欧米あるいはアジアを想定していますが、変更となる可能性があります。

2. 商材開発に必要な材料費などの開発費は、事業者負担になります。
3. 海外向けのパンフレットや資料は申し込み時点では必須ではありませんが、商談までには用意していただく必要があります。

各種補助金を活用し参加することは可能です。ただし、補助金提供先の補助要綱などに反することがないようにご注意ください。

7 キャンセル規程

1. 申し込み後、自己都合でキャンセルされる場合は、書面にて和歌山県企業振興課にお知らせ下さい。PR ツール完成後やコンサルティング実施後など、既に費用が発生している場合は、負担金をお支払いしていただく場合があります。
2. 天災、感染症への罹患、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、和歌山県企業振興課にご相談ください。

8 留意事項

1. 令和7年度終了後も引き続きフォローや成約に向けたコンサルタント業務を希望される場合は、別途契約が必要になります。
2. 参加については、書面審査を実施します。審査結果によっては、お申込いただいても参加していただけない可能性があります。

3. 応募企業が定数に達しない場合、開催しない可能性があります。
4. 商談ツアーについて、最低限1社の商談に参加できるよう調整しますが、商談人数を制限する必要があると判断した際は、すべての商談に同席いただけない可能性があります。この場合は、委託事業者から各企業へ商談の報告を行うこととします。
5. 本案内に定めのない事項は、和歌山県がその対応を決定します。
6. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込み内容に虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とし本事業への参加をお断りすることがあります。
7. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、和歌山地方裁判所又は和歌山簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

9 免責規程

1. 和歌山県は、以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、出展者の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、出展者が不利益等を被る事態が生じたとしても、和歌山県は一切の責任を負わないものとします。
 - ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - ② 参加者が和歌山県の指示、条件又は和歌山県との合意事項に違反したとき。
 - ③ 参加者のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき。
 - ④ 参加者が反社会的勢力に実質的に関与していることが判明した場合。
 - ⑤ 参加者が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - ⑥ 前各号に定める他、和歌山県が相当と判断したとき。
2. 事業実施中に、感染症への罹患、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、和歌山県は出展者に対し一切の責任を負わないものとします。

10 申し込み・問い合わせ

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県 商工労働部 企業政策局 企業振興課 担当 中筋
TEL 073-441-2758 FAX 073-424-1199
E-mail e0610001@pref.wakayama.lg.jp